平成２２年（フ）第８９８１号
大阪府東大阪市上小阪３丁目７―12　Ｒｉｔｚ上小阪、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町神戸743番地１
債務者　南　　知枝
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６６号
大阪府東大阪市花園本町２丁目11番３号
債務者　筒井　睦惠
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６９号
大阪府門真市脇田町２番６―505号
債務者　上口　智美
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１４号
大阪市東成区東今里２丁目10番８号ルネ若草400号
債務者　伊藤惠美子（旧姓葛木）
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１９号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目１番15号
債務者　廣瀬　裕子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３１２号
大阪府東大阪市加納３丁目８番30号　202号
債務者　井藤　君子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６８号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番３―105号
債務者　元　　光一
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９４号
大阪府東大阪市横小路町５丁目７番18号　今井ハイツ307号
債務者　森　　昌恵
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４２２号
大阪府豊中市服部寿町２丁目15番12号
債務者　森田　祝年
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４２３号
大阪府豊中市服部寿町２丁目15番12号
債務者　森田　　栄
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４２８号
大阪府豊中市北条町４丁目８番70―605号
債務者　倉橋　公子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３２号
大阪市浪速区敷津西２丁目８番３―104号
債務者　吉本　安子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３６号
大阪府寝屋川市木田町28番15号
債務者　八浜　和美
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７６号
大阪府枚方市禁野本町１丁目７番２―308号
債務者　佐藤　京子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８５号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番６号　６棟208号
債務者　西川　英利
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１４号
大阪府摂津市千里丘２丁目６番27―202号
債務者　上本　　悟
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１７号
大阪府箕面市白島２丁目２番37号
債務者　大貝　啓二
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２０号
大阪市東淀川区南江口２丁目３番２―206号
債務者　人見英里華
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部